

第21期第20回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日時 令和元年6月11日（火）午後1時30分～
- 2 場所 青森市 アラスカ会館2階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 15名
県 水産振興課2名、鱒ヶ沢水産事務所1名、むつ水産事務所1名
事務局 3名
- 4 概要
○議案の審議 1件
報告事項 1件



【議案】

(1) 西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長及び西北水産振興会長より、日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり指示を発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[令和元年6月14日付け青森県報号外第18号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以

西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間

令和元年7月1日から同年12月31日まで

【 報告事項 】

(1) 令和元年度全国漁業調整委員会連合会総会の結果概要について

去る令和元年5月24日に東京で開催された標記総会について、以下のとおり報告があった。

審議案件である①30年度事業報告・収支決算書・剰余金処分案、②令和元年度事業計画案・収支予算案、③令和元年度全漁調連要望書案、④役員の退任と補欠選出について、原案どおり了承され、長崎海区の志岐会長が就任した。⑤次期総会の開催地（東京都）について承認された。